

序章 環境施策の概要

第1節 環境問題の歴史【環境政策課、環境保全課、環境整備課、自然保護課、環境再生課】

本県では、昭和47年の本土復帰以降、社会資本整備を始めとする各種開発が急速に進んだ結果、自然破壊や公害、赤土等流出などの環境問題をもたらしました。

そこで、県は昭和47年に「沖縄県公害防止条例」（平成20年に全部改正し、「沖縄県生活環境保全条例」へ名称変更）を制定したのをはじめとして、「沖縄県自然環境保全条例（昭和48年制定）」、「沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年制定）」等を制定し、環境保全対策への取組を推進してきました。

その結果として、本県の環境問題は改善の傾向が見られましたが、依然として、赤土等の流出や米軍基地を起因とする航空機騒音など、未解決の環境問題を抱えています。

こうした背景のもと、県では、これらの環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、環境施策の基本的な方針を示した「沖縄県環境基本条例」を平成12年に制定するとともに、「沖縄県環境基本計画」を平成15年4月に策定し、同計画に基づいて環境保全施策に取り組みました。

同計画における各種施策展開により、赤土等流出量の減少や河川水質の環境基準達成率の向上など一定の効果を上げることができましたが、本県の自然環境は依然として、各種開発による影響、外来生物による生態系の攪乱、赤土等流出やオニヒトデの大量発生等によるサンゴ礁生態系の衰退など、様々な問題を抱えています。また、海岸漂着物問題、地球温暖化を含む気候変動への対応など、取り組むべき課題とそれに対する県民の意識や関心も大きく変化してきています。

これらの現状を踏まえ、残された自然環境を保全しつつ、「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現に向けて、新たな計画として「第2次沖縄県環境基本計画」を平成25年3月に策定し、同計画に基づいて環境保全施策に取り組んでいるところです。

とりわけ環境影響評価については、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を創りあげていくという沖縄県環境基本条例の本旨に基づき、「沖縄県環境影響評価条例」を平成12年に制定し、大規模な事業等の実施に当たり、環境保全に適正な配慮がなされるよう取り組んでいます。

さらに、豊かな自然環境を取り戻し、美ら島うちなーを次世代へ引き継ぐため、自然環境再生事業を実施するに当たって必要な事項を取りまとめた「自然環境再生指針」を平成27年3月に策定し、失われた自然環境の再生に取り組んでいるところです。

また、米軍基地から派生する諸問題のうち、環境面からの問題解決に資するため、技術的・制度的な対応のあり方をまとめた「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」を平成29年3月に策定し、国、関係市町村等と連携した新たな環境保全の仕組みの構築に取り組んでいます。

平成29年度には県の事務事業についてより一層、環境に配慮して取り組むために、県庁本庁舎において環境マネジメントシステムを導入し、国際規格であるISO14001認証を取得しました。

序章 環境施策の概要

また、第2次沖縄県環境基本計画が、本県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」及び総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を環境の面から推進する計画であることから、沖縄21世紀ビジョン実施計画の見直しや本県の環境及び社会経済の状況等の変化を踏まえ、平成30年10月に「第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】」を策定し、同改定計画に基づいて各種環境保全施策に取り組んでいるところです。

令和元年10月には、希少野生動植物の保護や外来種による希少野生動植物に係る生態系への被害の防止を図ることにより、生物の多様性が保護された良好な自然環境を保全するため、「沖縄県希少野生動植物保護条例」を制定しました。

第2節 環境施策の基本計画【環境政策課】

1 沖縄県環境基本条例

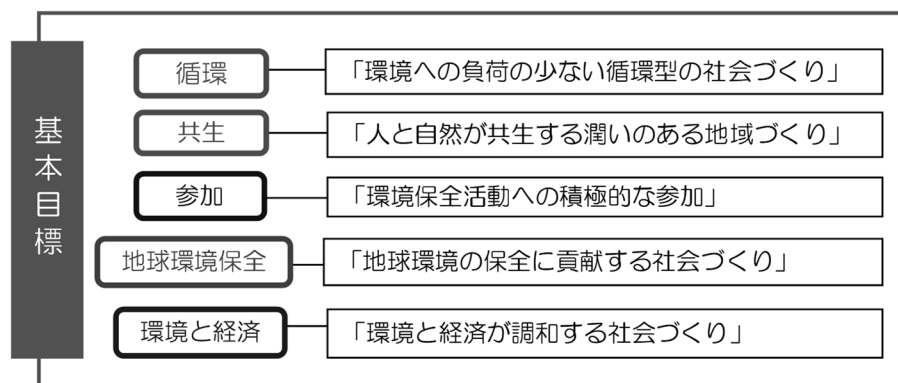
県では、今日の複雑化・多様化した環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、環境施策の基本的な方針を示した「沖縄県環境基本条例」を平成12年に制定しました。この条例では、「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」を目指して、県、事業者、県民等の各主体の取り組むべき責務を定めています。

【基本理念】

恵み豊かな環境の享受と将来世代への継承
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
人と自然が共生し、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の実現
地球環境保全の積極的な推進

2 沖縄県環境基本計画

県では、沖縄県環境基本条例で定めた基本理念の実現に向け、本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、平成15年4月に「沖縄県環境基本計画」を策定し、平成25年3月に、新たな計画となる「第2次沖縄県環境基本計画」を策定しました。また、平成30年3月に実施した第2次計画の中間評価の結果を踏まえ、今後の施策展開を反映させた「第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】」を同年10月に改定しました。本計画では、「循環」「共生」「参加」「地域環境保全」「環境と経済」の5つを基本目標に掲げ、それぞれの施策の基本的方向を明らかにするとともに、その方向に沿った各種環境保全施策を展開しています。



なお、本計画の期間は平成25年度(2013年度)から令和4年度(2022年度)までの10年間であるため、令和3年度から「第3次沖縄県環境基本計画」の策定作業に着手し、社会情勢や環境の変化に対応した計画となるよう取り組みます。

第3節 環境保全の基本方向【環境保全課、環境整備課、自然保護課、環境再生課】

県では、沖縄県環境基本条例で目指す「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現に向け、次のとおり環境保全に関する施策を推進していきます。

1 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり【環境整備課、環境保全課】

持続可能な循環型社会の形成を図るため、廃棄物対策として、県民・事業者・行政が一体となって排出を抑制(リデュース)し、再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)による資源循環を促進することで、排出量、最終処分量の低減を図るとともに、適正処理の確保に努めます。そのため、廃棄物の減量化・リサイクルの普及啓発活動やリサイクル施設の整備促進に努めるとともに、不法投棄防止対策の強化を図ります。

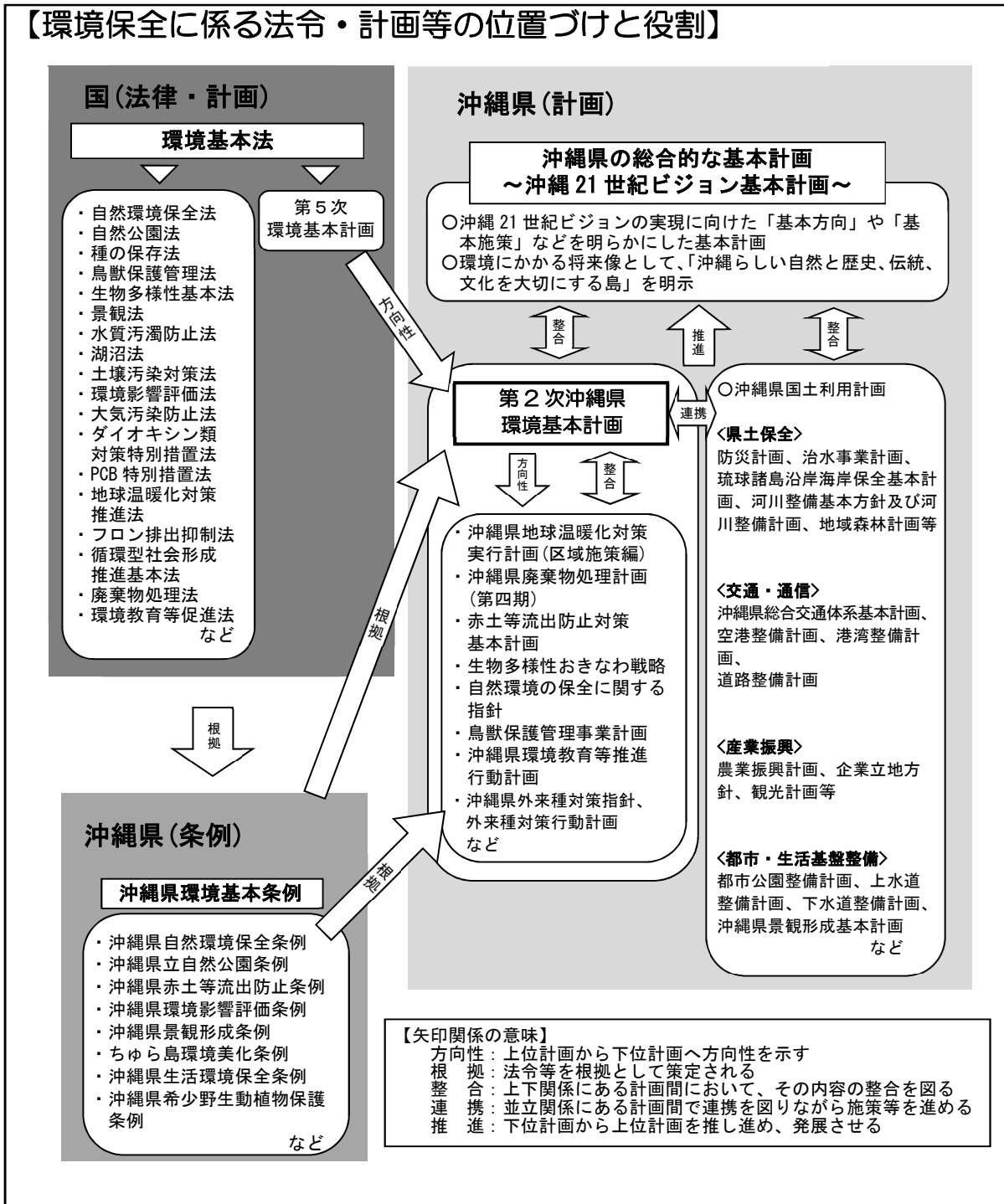
また、適正処理を確保し、県土の保全と健全な経済産業活動を支える観点から、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に取り組んでおります。

さらに、経済的手法として、平成18年度に導入した法定外目的税である産業廃棄物税の税収を循環型社会の形成に向けた施策に充てることで、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用その他適正な処理の一層の促進を図ります。

大気環境を保全するため、大気環境監視測定を実施します。また、河川、海域、地下水、土壌の環境を保全するため、事業場に対する監視指導のほか、水環境の保全に対する普及啓発活動を実施します。

赤土等の流出については、河川や海域の生態系のみならず水産業や観光産業にも大きな影響を与えています。「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき開発行為の届出等の審査、監視、指導等を実施し、事業現場からの流出防止を図るとともに、海域における赤土等の堆積状況等を把握するための定点観測調査や赤土等流出防止対策の普及・向上を目的とした交流集会、講習会の開催など総合的に赤土等流出防止対策を実施していきます。

米軍基地に起因する環境問題については、依然として航空機騒音が環境基準を超過している状況にあることから、常時監視を実施するとともに、米軍や国に対して「航空機騒音規制措置」の厳格な運用を強く要請していきます。



2 人と自然が共生する潤いのある地域づくり【自然保護課】

やんばる地域に生息する希少動物の保護を図るため、平成12年度からマングース対策事業を実施し、マングースの捕獲や北上防止柵の設置を行っています。引き続き捕獲等を継続し、生態系の保全・回復を図っていきます。

また、サンゴ礁の保全対策については、行政、地域住民、事業者、NPO等多様な主体が参加する「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を支援し活性化を図っていくとともに、今後は、サンゴ礁の効果的な保全・再生・活用を推進するため、技術の開発や地域のサンゴ礁保全活動への支援

を実施するなど、本県の自然環境の保全のための施策を推進していきます。

さらに、本県における生物多様性に関する様々な課題を踏まえ、生物多様性の保全、維持、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現するための基本計画として、平成25年3月に「生物多様性おきなわ戦略」を策定しました。

3 環境保全活動への積極的な参加【環境再生課】

県民の環境への関心を高めてもらうことを目的に県民環境フェアや環境月間等のイベント開催、沖縄県地域環境センター(場所:公益財団法人沖縄こどもの国)を拠点にした出前講座や自然観察会の開催等、各種環境保全啓発活動を実施しています。

4 地球環境の保全に貢献する社会づくり【環境再生課】

地球温暖化対策については、令和2年度に策定した「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」に基づき、2050年度(令和32年度)の脱炭素社会の実現を視野に、2030年度(令和12年度)の温室効果ガス排出量の2013年度(平成25年度)比26%削減を目指します。

対策の推進に当たっては、県民や事業者等の取組が重要であることから、「おきなわアジェンダ21県民会議」や「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」等と連携し、県民環境フェア等の啓発活動を実施するとともに、環境省が策定した環境経営システム「エコアクション21」の県内事業者への取得を促進しています。

また、県庁各機関の温暖化対策として、沖縄県環境保全率先実行計画に基づくエコオフィス活動の推進に取り組むとともに、県の事務事業において、より一層環境負荷の低減に取り組むため、平成29年度から県庁本庁舎を対象に環境マネジメントシステムを導入し、国際規格であるISO14001の認証を取得し、令和2年度に認証の更新をしたところです。

第4節 環境保全活動の取組状況【環境再生課】

県自らが一事業者、一消費者としてあらゆる事務事業において環境へ配慮した行動を率先して実行するため、平成11年6月に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、エコオフィス活動の推進に取り組んでいます。

令和3年度から、第5期計画がスタートしており、令和2年度の取組状況調査結果は以下のとおりです。

1 エネルギー等使用量について

(1) 令和2年度の沖縄県の事務事業に係るエネルギー使用量は、193,237Jで、令和元年度(基準年度)比で、7,897J(3.9%)減少し、年度目標(年1.0%減)を達成しています。

基準年度比で減少した主な要因として、全庁を通して新型コロナウイルス感染症の影響で公用車出張等を控えたことで、公用車・船舶のガソリン及び軽油使用量が減少したことが挙げ

序章 環境施策の概要

られます。

(2) 上水使用量については、令和元年度（基準年度）比で、約 74 千 m^3 （6.8%）と大きく減少し、年度目標（年 1.0%減）を達成しています。

減少の主な要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による学校休校措置等が挙げられます。

コピー用紙使用量については、令和元年度（基準年度）比で、約 320 万枚減（1.7%減）と減少傾向にあるものの年度目標（年 3.0%減）を達成することはできませんでした。

エネルギー等使用量実績

排出要因		H29	H30	R1	R2	増減率 (基準年度比)	年度 目標	目標 達成
庁舎 管理 等	電気(kwh)	43,964,209	42,312,156	42,322,229	41,523,529	-1.9%	-1.0%	○
	※	325,215,532	325,019,805	319,003,773	317,926,168	-0.3%		—
	重油(L)	541,519	453,453	498,957	488,405	-2.1%	-1.0%	○
	※	6,171,508	6,113,468	6,229,183	6,498,358	4.3%		—
	灯油(L)	19,840	15,779	14,167	22,765	60.7%	-1.0%	×
	※	58,605	48,929	48,433	52,542	8.5%		—
	LPガス(m^3)	10,566	9,289	11,752	9,988	-15.0%	-1.0%	○
	※	150,018	119,685	127,598	171,165	34.1%		—
	都市ガス(m^3)	83,595	80,363	91,280	92,685	1.5%	-1.0%	×
	※	224,905	229,391	236,375	304,439	28.8%		—
船公 船用 等車	ガソリン(L)	458,920	432,273	412,821	346,499	-16.1%	-1.0%	○
	※	1,948,316	1,912,602	1,966,035	1,757,341	-10.6%		—
	軽油(L)	276,645	251,917	245,896	178,521	-27.4%	-1.0%	○
	※	672,108	633,949	622,061	537,238	-13.6%		—

※ 全庁舎（出先機関）を含む。

2 温室効果ガスの排出量について

令和 2 年度の沖縄県の事務事業に係る温室効果ガス排出量は、38,388 トン（二酸化炭素換算）で、令和元年度（基準年度）と比較して 1,172 トン減少（3%減）し、年度目標（年 2.5%減）を達成しています。

温室効果ガス排出量（CO₂換算）（排出量単位：t-CO₂）

	H28	H29	H30	R1 (基準年度)	R2	年度 目標	目標 達成
CO ₂ 換算合計	40,561	40,429	38,950	39,560	38,388	38,571	○
前年度比		-0.3%	-3.7%	1.6%	-3.0%		
基準年度(R1)比					-3.0%	-2.5%	

※ 県立学校、県立病院、浄化センター、県警の車両・船舶燃料使用量、企業局の電気・燃料使用量を除く。

3 廃棄物発生量（本庁舎）及びリサイクル率について

令和2年度の廃棄物発生量は531.8トンで、前年度に比べ98.9トン増加しており、令和元年度（基準年度）で22.8%増加しています。

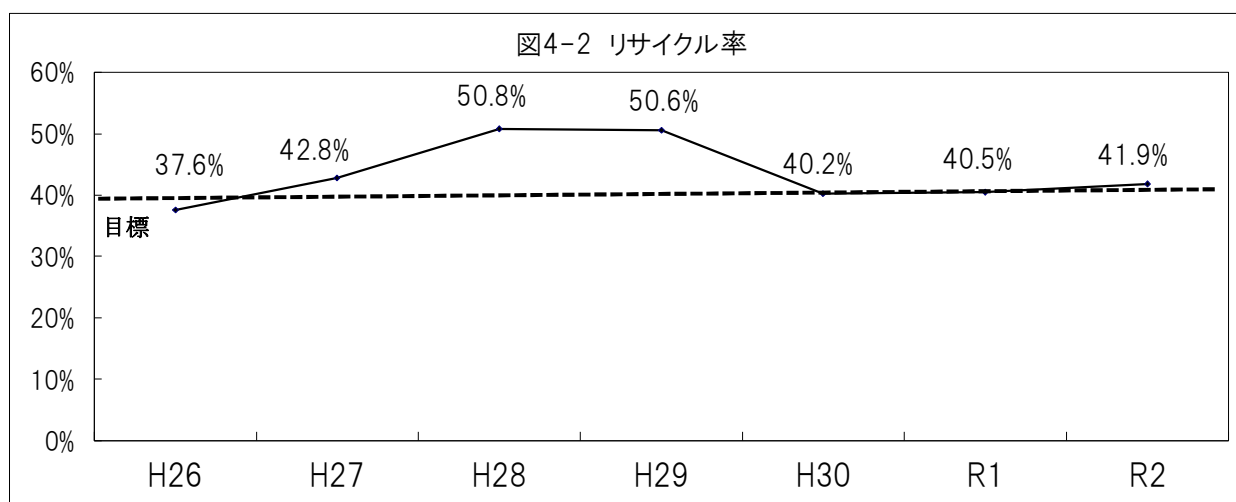
増加した理由は、新型コロナウイルス感染症への対応業務が増えたことにより、弁当ガラや消毒関連ごみが増加したことが挙げられます。

令和2年度のリサイクル率は41.9%で、目標40%以上を維持しています。

廃棄物発生量の推移

項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (基準年度)	R2	年度 目標	目標 達成
合計(t)	385.1	400.7	361.4	389.6	445.0	432.9	531.8	-1%	×
増減率(基準年度比)	—	—	—	—	—	—	22.8%		

リサイクル率の推移



4 グリーン購入について

令和2年度の環境配慮物品の調達率は88.3%で、前年度から2.3ポイント低下しています。

また、紙類の調達率は88.2%、紙類以外の調達率は91.2%となっており、前年度よりも低下しています。

前年度と比較して紙類の購入率が低下した主な要因として、前年度よりも機能性を重視した商品の購入が多く、希望した商品が環境配慮型製品ではなかったことが挙げられます。

また、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、飛沫防止パーティション等を調達する際、早く納品できる商品を優先したところ、環境物品ではない商品の調達が増えたことが挙げられます。

本庁では、物品調達基金を通して購入しているため、紙類の調達目標（97%）を達成している状況ですが、紙類以外を含む県全体では近年90%付近を推移していることから、全庁的に取組の強化が必要となっています。

序章 環境施策の概要

県庁におけるグリーン購入状況

分野	品目名	単位	購入数量等	内・エコ商品	環境配慮型 製品購入率 (R1)	環境配慮型 製品購入率 (R2)	調達 目標
紙類	情報用紙(コピー用紙等)	枚	207,351,439	183,302,689	90.0%	88.4%	97%
	印刷用紙	枚	6,331,619	5,245,853	96.7%	82.9%	
	衛生用紙(トイレトーパー等)	個	637,371	513,349	88.6%	80.5%	
文具類	シャープペンシル等	本	3,419,587	3,194,798	92.2%	93.4%	95%
オフィス家具	いす等	脚等	8,688	7,601	94.4%	87.5%	
OA機器	コピー機等	台等	128,838	77,145	85.1%	59.9%	
移動電話	携帯電話・PHS・スマホ	台	160	93	84.5%	58.1%	
家電製品	冷蔵庫等	台	673	561	84.5%	83.4%	
エアコンディショナー等	エアコンディショナー等	台	252	230	91.1%	91.3%	
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	台	31	26	91.1%	83.9%	
照明	蛍光灯照明器具	台等	22,054	17,579	91.1%	79.7%	
自動車	自動車	台	90	85	92.6%	94.4%	
	ETC、カーナビ、タイヤ、エンジン油	個等	141	58	62.4%	41.1%	
消火器	消火器	本	360	360	93.9%	100.0%	
制服・作業服	制服	着	6,298	129	96.1%	2.0%	
	作業服、帽子等	着	9,796	1,927	41.9%	19.7%	
インテリア・寝装寝具	カーテン等	枚等	1,006	792	24.4%	78.7%	
作業手袋	作業手袋	組	91,129	62,797	81.7%	68.9%	
その他繊維製品	集会用テント等	台等	1,413	1,170	81.8%	82.8%	
設備	太陽光発電システム等	台等	0	0	100.0%	—	
防災備蓄用品	ペットボトル飲料水等	個等	16,759	15,691	100.0%	93.6%	
合計			218,027,704	192,442,933	90.6%	88.3%	
					紙類	90.6%	88.2%
					紙類以外	91.5%	91.2%

※参考

本庁の購入実績	紙類	98.7%	99.2%
	紙類以外	92.9%	86.3%
出先機関の購入実績	紙類	87.6%	83.3%
	紙類以外	91.1%	92.5%